

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月26日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	奈良県
3. 市区町村名	香芝市
4. 届出番号	9
5. 独自利用事務の事例番号	37-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.kashiba.lg.jp/

執行機関名 香芝市長

知事等(教育委員会)が行う特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務(負担金に係る事務)以外の事務であって、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務(補助金に係る事務)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	障害のある児童生徒の保護者に対する就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	26	
③番号法別表第2の項	37	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		香芝市個人番号の利用に関する条例 別表の8の項 障害のある児童生徒の保護者に対する就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第百四十四号)第1条	香芝市特別支援教育就学奨励費実施要綱(平成27年施行)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、教育の機会均等の趣旨に則り、かつ、特別支援学校への就学の特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体が特別支援学校に就学する児童又は生徒について行う必要な援助を規定し、もつて特別支援学校における教育の普及奨励を図ることを目的とする。	第1条 この要綱は、特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者又は学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第140条の規定により心身の障害に応じた特別指導(以下「通級による指導」という。)を受ける児童生徒の保護者の経済的負担の軽減措置として、特別支援教育就学奨励費(以下「就学奨励費」という。)の事業を実施することについて必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		香芝市特別支援教育就学奨励費実施要綱 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に係る教育委員会と市長との地方自治法第180条の7の規定に基づく協議書